

特定施設入居者生活介護募集要項等（令和5年6月募集）に対する質問回答書

募集要項に関する質問	
<p>●質問 1.</p> <p>住宅型有料老人ホームからの転換を希望しているが、介護報酬の解釈（指定基準編）第 179 条 2 に「特定施設入居者生活介護事業者は入居者が指定特定施設入居者生活介護者に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない」とあるが、転換後において入居者が特定施設入居者生活介護サービスを希望せず他の外部介護サービスの利用を希望する場合は、当該施設に入居のままで外部介護サービスを利用することは可能か。</p>	
<p>○回答 1.</p> <p>特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設に入居される方は、原則当該施設のサービス提供を受けることとなるため、その点について入居者様へのご説明をお願いいたします。ただし、入居者から同意が得られない場合には、基準に記載があるとおり、外部の介護サービス利用をすることも可能です。</p>	
<p>●質問 2.</p> <p>様式第 2 号、施設等の概要の主たる各部屋の面積①医務室は必ず設置が必要なのか。</p>	
<p>○回答 2.</p> <p>「仙台市有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき、医務室又は健康管理室の設置をお願いいたします。</p>	
<p>●質問 3.</p> <p>設備に関して介護報酬の解釈（指定基準編）第 177 条 3 項において一時介護室を設けるとしているが例えば、全ての居室が介護専用居室である場合は一時介護室を設けなくてもよいとの考え方で問題ないか。</p>	
<p>○回答 3.</p> <p>問題ありません。</p>	
<p>●質問 4.</p> <p>介護報酬の解釈（指定基準編）第 176 条の同一敷地内にある他の事業所、施設等との職務に従事することができるものとなっており、第 3 の 8 の 1 の (6) より②「～訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られる職員の場合には例外的に認められる場合もありうるとある」が、併設する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、特定施設の管理者・計画作成担当者（介護支援専門員）と兼務することは可能か。</p>	
<p>○回答 4.</p> <p>ご質問いただいた内容の場合、①特定施設の管理者、②特定施設の計画作成担当者、③特定施設併設居宅介護支援事業所の介護支援専門員、の 3 職種を兼務する状態となり、仙台市においては改善するよう指導を行う対象になります。</p>	

<p>したがって、応募時においても、余裕を持った人員配置を計画いただきますようお願いいたします。</p>
<p>●質問 5.</p> <p>既存住宅型有料老人ホーム（個室（22 室）、家族（2 人）部屋（11 室））の特定施設への転換において、指定数を 44 として応募しても良いか。</p>
<p>○回答 5.</p> <p>44人として応募してください。</p>
<p>●質問 6.</p> <p>新設での整備を予定しているが、今回募集される特定施設と同一の建物内へ、住宅型有料老人ホームを整備することは可能か。</p>
<p>○回答 6.</p> <p>併設で住宅型有料老人ホームを整備することも可能ですが、同一建物内で運営する場合には、フロア内で特定施設と住宅型有料老人ホームが混在しないようにしてください。</p>
<p>●質問 7.</p> <p>募集要項「6. 応募要件」(3) (7)に「有料老人ホームの届出を行った上」という記載があるが、新設での整備の場合、本募集への応募前に仙台市へ有料老人ホーム新設計画として届出を行う必要があるという認識でよいか。</p>
<p>○回答 7.</p> <p>老人福祉法に基づく有料老人ホームの届出につきましては、本募集の応募前後どちらでも受付可能です。選定の有無に関わらず、施設の新規開設を見込んでいる場合には随時ご相談いただきますようお願いいたします。届出を行うスケジュールの目安につきましては、本市ホームページ（下記 URL）に掲載しておりますので、ご確認下さい。</p> <p>https://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/koresha/rojinho-mu.html</p>
<p>●質問 8.</p> <p>既存施設の転換（増床）で応募を予定しております。</p> <p>現在、120 室の施設のうち、半数の 60 室のみ特定施設の指定を受けており、残る 60 室で応募したいと希望しています。</p> <p>募集内容の整備予定数には「50 人分程度」と記載されておりますが、この整備予定数を超えた希望定員での応募は可能でしょうか。</p>
<p>○回答 8.</p> <p>60 人分での応募は可能ですが、「特定施設入居者生活介護事業選定委員会」において、審議の対象になります。</p>